

安全とリスクマネジメント

こ ばやし ひで お
小 林 英 男*

わが国では、法規制によって安全が確保されてきた長い歴史があり、欧米企業のようなリスクマネジメントはなじまないと言われてきた。明治維新の時代に産業社会として後進国だったわが国が、欧米の先進国に追い付くために、安全の確保を法規制に頼ったことは必然性があった。そして、法規制は成功を収め、産業社会への速やかな変革をもたらした。しかし、太平洋戦争という国家・社会体制の変革を経験しながら、法規制による安全の確保を継続し、それから脱し切れなかったことが、国と社会の一大失策となった。そもそも法規制は必要最低レベルであって、社会への見せしめとして法規制にすら背く極悪人を処罰するためにある。これには、大多数の善人は自主的により高度のレベルの安全の確保を目指すはずという前提がある。しかるに、善人の集団である企業はこれを逆手に取り、儲けに直結しない安全の確保への自主的な取組みを怠ってきた。この付けと、法規制の硬直化と肥大化の弊害が相乗して、事故などの形で一挙に顕在化しているのが、わが国の現状である。

そして、法規制は必要最低レベルという国の建前と、法規制は必要十分レベルという企業の本音の間の大きなギャップを取り除き、また法規制の硬直化と肥大化に伴う合理性と経済性の欠如を解消するためにも、国は規制緩和を断行するに至った。その結果、企業は自己責任を全うするために、リスクマネジメントを導入せざるをえない状況となった。

法規制にもメリットはある。大企業と中小企業の区別なく、業界内で同一基準が適用されるから、企業のワーク軽減となっていた。わが国でリスクマネジメントを適用するための課題は、従来の法規制のメリットを活かすシステムを構築することにある。具体的な提案を図1に示す。規制緩和によって、従来の強制規格の技術基準（省令、告示など）は性能（機能）規定化され、今後は民間の技術規格がこれに代わることになる。技術規格とこれを補完する経験のデータベースを社会的に共有するシステムを構築すれば、各企業は

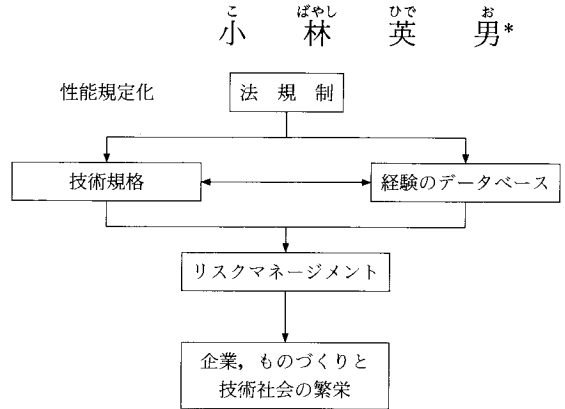


図1 技術規格、経験のデータベースとリスクマネジメントの組合せ

従来の法規制のメリットを活かしたリスクマネジメントの適用が可能となる。企業の役割は、自分のために自分の規格をつくること（自主規格）と、成功と失敗を含めた経験を社会的に情報公開すること（データベース）である。

技術規格と経験のデータベースの作成には、従来の法規制に代わって、学協会が社会的に共有するための指導的役割を果たすべきである。これによって技術規格と経験のデータベースの中立性、公正性、公開性と透明性が維持され、学協会所属の研究者による技術的支援、高度化と合理性の追求が可能となる。

わが国は今後、リスクマネジメントが企業経営の中心的役割を果たす時代が変わる。企業のリスクマネジメントを主導するのは、エキスパートとしてのリスクマネージャーである。この職種はわが国にはない。わが国では従来、社長、取締役、監査役などのいわゆる経営者が、リスクマネジメントもどきを行ってきた。これらの経営者はそれぞれの職種のエキスパートとしての素養と教育が十分でないように見受けられるし、ましてやリスクマネジメントのエキスパートではない。最近頻発した事故後の経営者のマスコミへの不様な対応が、このことを如実に示している。リスクマネージャーが経営者となることが望ましいが、現状はそう簡単に変革できない。経営者向けのリスクマネジメントの教育と、リスクマネージャーの育成と登用が、企業における緊急の課題である。

* 東京工業大学大学院理工学研究科機械物理工学専攻：
〒152-8552 東京都目黒区大岡山2-12-1